

2021年12月14日

関係者の皆様

オーケー株式会社
代表取締役会長 飯田 勸
代表取締役社長 二宮 涼太郎**関西スーパー様の株式交換の差止めの仮処分に係る最高裁判所の判断について**

弊社は、2021年11月9日付けのプレスリリースのとおり、2021年10月29日に開催された株式会社関西スーパーマーケット（以下「関西スーパー様」といいます。）の臨時株主総会において、関西スーパー様とH20グループとの経営統合に係る議案で、議決権行使結果に関わる集計の疑義が判明したことを受け、公正を期し司法の判断を仰ぐべく、関西スーパー様とH20グループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の差止めを求める仮処分の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行いました。

本件申立ては神戸地方裁判所で認められ、その後、大阪高等裁判所では本件申立てを認めた神戸地方裁判所の判断が覆されたことから、弊社は、大阪高等裁判所の許可を受け、最終的に最高裁判所に抗告を行っておりました。本日、最高裁判所より、大阪高等裁判所の判断を維持し、弊社による抗告を棄却する決定がなされましたので、その旨お知らせいたします。

弊社といたしまして、このたびの最高裁判所の判断により最終的な司法の考えが示されたものと真摯に受け止め、2021年12月15日の本株式交換の効力発生後、本株式交換の効力に係る本訴を提起することはいたしません。また、2021年11月17日の弊社リリースにより公表した方針のとおり、関西スーパー様に対する公開買付けの提案を再び行うこともせず、反対株主の株式買取請求権に基づき、保有株式を関西スーパー様に売却いたします。

2021年11月9日の本件申立てから本日までの非常に限られた期間の中で、集中的にご審議いただきました裁判所関係者の皆様、及び公正中立の立場から臨時株主総会を調査いただいた総会検査役には、深く感謝申し上げます。また、弊社提案をご支持いただきました関西スーパー様の株主の皆様にも、これまでのご支援に厚く御礼を申し上げます。さらに、2021年9月3日に弊社による関西スーパー様への提案を公表して以降、本件についてご報道いただきました報道機関の皆様にも大変感謝しております。

弊社提案の実現こそ叶いませんでしたが、かつて大変お世話になった関西スーパー様が、この度のイズミヤ様及び阪急オアシス様との経営統合のご成功により、今後、益々ご発展されることを心よりお祈り申し上げます。

弊社は、これからも、熱烈なオーケーファンのお客様にご満足いただけますよう、経営方針の『高品質・Everyday Low Price』を一層推進してまいります。

今後ともお引き立て賜いますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上